

厚生労働省告示第二百五十九号

障がい者制度改革推進本部等における検討を踏まえて障害保健福祉施策を見直すまでの間において障害者等の地域生活を支援するための関係法律の整備に関する法律（平成二十二年法律第七十一号）の施行に伴い、厚生労働大臣が定める障害児の数の基準及び障害児施設給付費の算定方法（平成十八年厚生労働省告示第五百六十六号）は、平成二十四年三月三十一日限り廃止する。

平成二十四年三月三十日

厚生労働大臣 小宮山洋子